

中小受託取引に関する確認シート

※裏面の＜記載に当たっての注意事項＞をよくお読みの上、記載してください。

1 あなたの会社 <input type="checkbox"/> 匿名を希望する(以下の会社名、所在地、連絡先の記載は不要。)		
会社名	(代表者名)	
所在地	〒	
連絡先(電話番号)		
資本金	万円	必須
従業員数	人	必須
通報の対象となる会社からあなたの会社が委託されている仕事(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 製造委託 <input type="checkbox"/> 修理委託 <input type="checkbox"/> 情報成果物作成委託 <input type="checkbox"/> 役務提供委託 <input type="checkbox"/> 特定運送委託 <input type="checkbox"/> その他 []	必須
2 通報の対象となる会社		
会社名	口本店 <input type="checkbox"/> 口支店 <input type="checkbox"/> 口営業所 <input type="checkbox"/> 口工場	必須
所在地	〒	必須
3 賃金の引上げの予定 (いずれか1つ)		
<input type="checkbox"/> [A] 1年内に引き上げるつもり または 引き上げた		必須
<input type="checkbox"/> [B] いつか引き上げるつもりだが、具体的な予定はない		
<input type="checkbox"/> [C] 当面、引き上げるつもりはない		
4 上記2の親事業者から受けた不利益の内容(賃金引上げの阻害要因) (複数選択可)		
<input type="checkbox"/> 以下以外の内容		必須
<input type="checkbox"/> 買いたたき <input type="checkbox"/> 製造委託等代金の減額 <input type="checkbox"/> 不当な給付内容の変更、やり直し <input type="checkbox"/> 受領拒否 <input type="checkbox"/> 不当な経済上の利益の提供要請 <input type="checkbox"/> 協議に応じない一方的な代金決定		
具体的な内容		
5 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先		
部署・職氏名		必須
連絡先(電話番号)		
委託事業者にあなたの会社から通報があったことを明らかにしてよいですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(匿名希望)		

※職員記入

取得年月日	令和 年 月 日	局署No.	台帳No.
-------	----------	-------	-------

〈記載に当たっての注意事項〉

【この確認シートについて】

- この確認シートは、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われるかを確認するためのものです。
所定の項目を記入いただいた結果、「買いたたき」等が疑われる場合には、この確認シートをお渡しした労働基準監督署に郵送等によりご提出ください(任意)。
- この確認シートに記入された内容に取適法違反の疑いがある場合、あなたにご連絡することなく、労働基準監督機関から公正取引委員会又は中小企業庁に対して、記入された内容を通報することができます。
- 通報された場合、5に記載された連絡先へ公正取引委員会又は中小企業庁からご連絡することができます。
- 通報の有無やその後の経過についてお問い合わせいただいても、お答えできません。
- この確認シートに記入された内容は、厳重に管理し、公正取引委員会と中小企業庁以外の機関等に提供したり、他の用途に使用したりすることはありません。
- この確認シートの「取適法」とは、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の支払遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)のことです。

【1 あなたの会社】欄について

- 「会社名」「所在地」「連絡先」欄は、あなたが所属する事務所・支店等について記載してください。
- 「通報の対象となる会社からあなたの会社が委託されている仕事」欄の各仕事は、具体的には以下のとおりです(取適法第2条)。

製造委託	事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること
修理委託	事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること
情報成果物作成委託	事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること
役務提供委託	事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること(建設業(建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者が業として請け負う建設工事(同条第一項に規定する建設工事をいう。)の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。)
特定運送委託	事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること

【2 通報の対象となる会社】欄について

- 「会社名」「所在地」欄は、あなたの会社に4の不利益を行っている委託事業者の事務所・支店等について記載してください。
- 取適法の対象となる委託事業者は、取適法第2条第8項に定められています。

【3 賃金の引上げの予定】欄について

- [A]の場合、通報の対象外となります。[B]又は[C]の場合、「4 上記2の委託事業者から受けた不利益の内容」欄へ進んでください。
- 「賃金の引上げ」とは、基本給や各種手当の支給額の引き上げや、新たな手当の支給などにより賃金額が引き上がることをいいます。

【4 上記2の委託事業者から受けた不利益の内容(賃金引上げの阻害要因)】欄について

- 上記2の委託事業者から受けた不利益が買いたたき・製造委託等代金の減額・不当な給付内容の変更、やり直し・受領拒否・不当な経済上の利益の提供要請のいずれかである場合、具体的な内容も記載してください。
また、これら以外の場合、通報の対象外となります。
- 上記2の委託事業者から受けた不利益の内容については、以下の事例集を参考に区分に沿って発生時期や状況を含めて、具体的に記載してください。
- 上記2の委託事業者から受けた不利益の内容が分かる資料(契約書、納品書など)があれば、その写しの添付をご検討ください。

公正取引委員会「働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例」

https://www.jftc.go.jp/toriteki/hatarakikata_jirei.pdf



本取組の対象でなくとも、独占禁止法第2条第9項第5号に定める「優越的地位の濫用」の疑いがある場合、以下の「情報提供フォーム」から、公正取引委員会に対して情報提供を行うことができます。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>



020 労務費等の上昇分を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用として問題か。

